



# 第57回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区元赤坂2-2-23

明治記念館 孔雀の間

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合



インターネット又は書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2026年6月23日（火曜日）

午後5時40分必着

株主総会終了後、製品展示会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第57回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役9名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	13
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件	15
事業報告	23
連結計算書類	43
計算書類	57
監査報告書	67
株主総会会場ご案内図	裏表紙

## 社 訓

私達は、この世の中に必要不可欠な会社を創造する仲間同志である。  
限りない発展に力を合わせて挑戦しよう。

## 企業ポリシー

人間的な暖かさと優しさに配慮した技術開発を目指す「ヒューマンテクノロジー」

「技術は一部の専門家のものではなく、多くの人々に利用されてこそ技術である」という創立以来受け継がれてきた信念のもとに、コア技術となるT.B.C.C.を応用した製品開発を続けてまいりました。画期的な技術を開発しながらも、技術者だけの一方的な視点に偏ることなく、多角的な視野で製品作りを行う。それこそがヒューマンテクノロジーの原動力です。

## 事業方針



チケット、紙幣、硬貨、カード処理技術T.B.C.C.の専門家として、社会のいろいろなステージのキーとなる製品を送り出せるよう、ユニークかつがん新な技術開発を行っています。

# 招集ご通知

証券コード 6424

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株主各位

東京都中野区中央二丁目48番5号

**株式会社 高見沢サイバネティックス**

代表取締役社長 高見澤 和夫

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第57回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tacy.co.jp/ir/stock/meeting/?2026>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名「高見沢サイバネティックス」又は証券コード「6424」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日(火曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区元赤坂2-2-23 <b>明治記念館 孔雀の間</b> ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 会議の 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、株主様へご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主様にご送付する書面を含む。）には記載していません。したがって、株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



当社ウェブサイト：<https://www.tacy.co.jp>

高見沢サイバネティックス

検索



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 当日ご出席されない場合

### インターネットによるご行使

#### 「スマート行使」によるご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細は次頁をご覧ください。

#### 行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時40分まで

#### 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

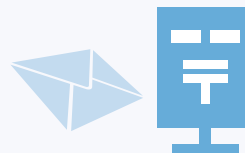
議決権行使ウェブサイト▶  
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

#### 行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時40分まで

### 書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うことといたします。

#### 行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時40分到着

## 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2026年6月24日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。



## 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。

**!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## 「スマート行使」ご利用イメージ

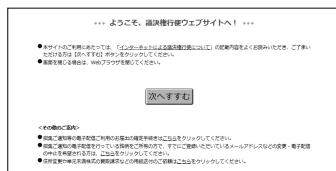


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

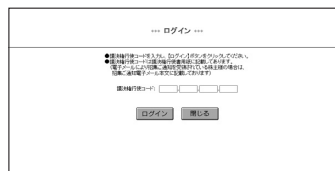
### 1 | 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>  
「次へすすむ」をクリック

### 2 | ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

### 3 | パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」と新しい「**パスワード**」を入力し、「**登録**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031** (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

**三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031** (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を経営の最重要政策の一つと認識しており、安定した経済基盤を維持するため内部留保の充実に努めると同時に、安定した配当を維持・継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金23円  
総額101,167,064円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日

## 第2号議案 | 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため、取締役を1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は7ページから12ページのとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社に おける地位	取締役会 出席状況
1	再任	たか み さわ かず お 高見澤和夫	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任	しも さと ゆう じ 下里 雄二	取締役	100% (13回/13回)
3	再任	ふじ まがり ひろ み 藤曲 宏弥	取締役	100% (13回/13回)
4	再任	たか はし とし あき 高橋 利明	取締役	100% (13回/13回)
5	再任	つち や ひろ じ 土屋 浩治	取締役	100% (13回/13回)
6	再任	あら い はじめ 荒井 元	取締役	100% (13回/13回)
7	再任	たか はし やす ひろ 高橋 康宏	社外取締役 独立役員	100% (13回/13回)
8	再任	の ぐち しん いちろう 野口真一郎	社外取締役 独立役員	100% (13回/13回)
9	新任	きた むら たか し 北村 隆志	社外取締役 独立役員	—

候補者番号

1

たか み さわ かず お  
高見澤 和夫

再任

生年月日

1955年11月27日

所有する当社の株式数

196,115 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年7月 当社入社  
1995年6月 株式会社高見沢サービス代表取締役社長  
1996年6月 当社取締役  
1999年6月 当社取締役副社長  
2000年6月 当社代表取締役社長 (現任)  
2001年2月 株式会社高見沢サービス取締役 (現任)  
2024年6月 当社社長執行役員 (現任)

取締役候補者とする理由

高見澤和夫氏は、2000年6月より当社代表取締役社長を務めており、グループ会社全4社を牽引してきた実績と経営者としての豊富な経験及び見識を有していることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長として選定する予定です。

候補者番号

2

しも さと ゆう じ  
下里 雄二

再任

生年月日

1961年8月16日

所有する当社の株式数

7,900 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1984年4月 当社入社  
2008年4月 当社社会システム本部名古屋営業所長  
2010年4月 当社社会システム本部メカトロ・特機事業部副事業部長  
2011年4月 当社社会・産業システム本部メカトロ・特機事業部長  
2014年4月 当社社会・産業システム本部メカトロ事業部長  
2017年4月 当社社会・産業システム本部長  
2018年4月 当社営業本部長  
2018年6月 当社取締役営業本部長  
2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現任)

取締役候補者とする理由

下里雄二氏は、入社以来、一貫して営業部門を担当しており、2018年6月に取締役就任後も営業本部長として営業体制の構築と新規市場の開拓に努めております。この豊富な経験と見識から、今後の当社グループの営業体制強化に向けた取り組みに適任と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ふじ まがり ひろ み  
藤曲 宏弥

再任

生年月日

1960年11月7日

所有する当社の株式数

3,300 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 当社入社  
2013年4月 当社社会・産業システム本部テクニカルセンター第三技術部長  
2014年4月 当社テクニカル本部テクニカルセンター副センター長  
2016年4月 当社テクニカル本部メカコン設計センター長  
2020年4月 当社テクニカル本部長 (兼) 技術統括室長  
2020年6月 当社取締役テクニカル本部長 (兼) 技術統括室長  
2024年4月 当社取締役テクニカル本部長  
2024年6月 当社取締役常務執行役員テクニカル本部長 (現任)

取締役候補者とする理由

藤曲宏弥氏は、入社以来一貫して技術部門を担当し、2020年6月に取締役就任後もテクニカル本部長として技術部門の組織体制の見直しや設計・開発体制の強化に取り組んでおります。今後の当社独自のコア技術の深掘り、要素技術の発掘に向けて適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たか はし とし あき  
高橋 利明

再任

生年月日

1956年9月14日

所有する当社の株式数

3,800 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年4月 当社入社  
2004年4月 当社特機機器本部業務部長  
2011年4月 当社社会・産業システム本部サポートセンター長  
2013年4月 当社経営管理本部管理室長  
2014年4月 当社経営管理本部企画室長  
2014年8月 当社経営管理本部副本部長 (兼) 企画室長  
2016年4月 当社管理本部長 (兼) 経営企画室長  
2016年6月 当社取締役管理本部長 (兼) 経営企画室長  
2018年4月 当社取締役管理本部長 (兼) 経営企画室長 (兼) 事業統括室長  
2020年4月 当社取締役管理本部長 (兼) 事業統括室長  
2021年5月 株式会社高見沢サービス監査役 (現任)  
2024年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼事業統括室長  
2025年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼事業統括室長 (現任)

取締役候補者とする理由

高橋利明氏は、2016年6月に取締役就任以来、管理部門の責任者として、事業計画の立案や各種制度変更に対応した社内体制の構築に努めております。今後の当社グループの事業体制強化と企業価値向上に向けた取り組みに適任と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

つち や ひろ じ  
土屋 浩治

再任

生年月日

1963年6月19日

所有する当社の株式数

1,600 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年7月 当社入社  
2011年4月 当社テクニカル本部品質保証センター品質統括部長  
2015年4月 当社品質保証本部品質保証センター長  
2020年4月 当社ものづくり本部生産センター長（兼）TMSC・Pリーダー  
2021年4月 当社ものづくり本部長（兼）生産センター長（兼）TMSC・Pリーダー  
2022年4月 当社ものづくり本部長  
2024年6月 当社取締役執行役員ものづくり本部長（現任）

取締役候補者とする理由

土屋浩治氏は、2024年6月に取締役就任後も、長年にわたる品質保証部門の経験を活かし、ものづくり本部長として製品の品質向上、生産の効率化に努めております。今後の当社グループの「ものづくり体制」の構築に向けて適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

あら い はじめ  
荒井 元

再任

生年月日

1964年9月6日

所有する当社の株式数

1,400 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社  
2009年4月 当社ものづくり本部品質保証センター第一品質保証部長  
2015年4月 当社品質保証本部品質保証センター副センター長  
2020年4月 当社品質保証本部品質保証センター長  
2021年4月 当社品質保証本部長  
2024年6月 当社取締役執行役員品質保証本部長（現任）

取締役候補者とする理由

荒井元氏は、長年にわたり品質保証部門を担当し、2024年6月に取締役就任後は当社グループ全体の品質向上に努めてまいりました。また、サステナビリティに関する取り組みも主導しております。今後の当社の製品品質の向上、SDGsの推進に向けて適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

たか はし やす ひろ  
**高橋 康宏**

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1956年8月13日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年5月 富士電機冷機株式会社（現富士電機株式会社）入社  
2010年4月 富士電機リテイルシステムズ株式会社（現富士電機株式会社）執行役員  
2016年4月 富士電機株式会社執行役員（兼）食品流通事業本部副本部長  
2020年4月 同社執行役員常務（兼）食品流通事業本部長  
2021年4月 同社特別顧問  
2021年6月 東京特殊電線株式会社（現株式会社TOTOKU）社外取締役  
2021年6月 能美防災株式会社社外監査役  
2024年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

高橋康宏氏は、当社事業分野における長年に亘る実績と社外取締役及び社外監査役の経験により幅広い見識を有していることから、当社の経営に適切な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

の ぐち しん いち ろう  
**野口 真一郎**

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1963年5月29日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 株式会社群馬富士通（現株式会社富士通ターミナルソリューションズ）入社  
2013年6月 富士通フロンテック株式会社サービス事業本部金融サービスビジネス事業部長  
2018年4月 同社サービス事業本部長代理  
2018年12月 同社サービス事業本部副本部長  
2019年4月 同社経営執行役サービス事業本部副本部長  
2021年4月 同社執行役員ファイナンス&リテール事業本部長  
2023年4月 同社執行役員常務ソリューション・サービスビジネスグループ長  
2023年6月 当社社外取締役（現任）  
2025年4月 株式会社富士通フロンテックシステムズ（現株式会社富士通ターミナルソリューションズ）エグゼクティブディクター（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

野口真一郎氏は、当社事業分野における長年に亘る経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に適切な助言・提言をいただけると判断し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

きた むら たか し  
北村 隆志

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1953年12月9日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年4月 運輸省（現国土交通省）入省  
 2008年7月 国土交通省 鉄道局長  
 2009年7月 同省 大臣官房長  
 2010年8月 同省 総合政策局長  
 2011年9月 同省 国土交通審議官  
 2012年9月 同省 海上保安庁長官  
 2013年8月 内閣官房 国土強靱化推進室次長  
 2014年10月 大阪国際空港ターミナル株式会社（現新関西国際空港株式会社）特別顧問  
 2015年10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長  
 2023年7月 一般財団法人日本水踏協会会長（現任）  
 2024年7月 一般財団法人気象業務支援センター会長（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

北村隆志氏は、当社の主要な事業である交通システムの分野において、長年に亘り行政の立場で政策の立案・環境整備等に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識から、独立的な立場で当社の経営に適切な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋康宏、野口真一郎、北村隆志の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋康宏氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
4. 野口真一郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
5. 当社は、高橋康宏、野口真一郎の両氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また北村隆志氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、高橋康宏、野口真一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また当社は、北村隆志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を会社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

### 第3号議案 | 監査役2名選任の件

監査役田中寛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化を図るため、1名増員し、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、13ページから14ページのとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	<b>再任</b> 田中 寛	常勤監査役	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
2	<b>新任</b> 村井 茂生	社外監査役 独立役員	—	—

候補者番号

1

た なか ひろし  
田中 寛

再任

#### 生年月日

1960年9月28日

#### 所有する当社の株式数

3,900 株

#### 取締役会出席状況

100% (13回/13回)

#### 監査役会出席状況

100% (13回/13回)

#### 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1984年4月 当社入社  
 2007年4月 当社経営管理本部総合管理センター知的財産部長  
 2012年4月 当社経営管理本部統括室総務部長  
 2013年4月 当社経営管理本部統括室副室長 (兼) 総務部長  
 2015年4月 当社管理本部統括室長 (兼) 総務部長  
 2017年4月 当社管理本部副本部長 (兼) 統括室長 (兼) 総務部長  
 2020年4月 当社管理本部副本部長 (兼) 統括室長  
 2022年4月 当社管理本部副本部長  
 2022年6月 当社常勤監査役 (現任)

#### 監査役候補者とする理由

田中寛氏は、当社において管理部門の経験が豊富であり、当社事業内容に深い見識を有していることから、当社の監査・監督にあたり、適切な助言を期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

むら い しげ お  
村井 茂生

新任

社外監査役

独立役員

## 生年月日

1953年5月11日

## 所有する当社の株式数

一 株

## 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1977年4月 株式会社丸井入社  
 2009年4月 丸井グループ 株式会社マルイファシリティーズサポート部部长  
 2011年4月 同社丸井グループ事業本部長  
 2013年9月 同社営業本部担当部長  
 2018年8月 株式会社ヤタロー首都圏F B事業部事務局長  
 2026年4月 同社首都圏フード事業部事務長（現任）

## 社外監査役候補者とする理由

村井茂生氏は、危機管理業務に長年従事してきたほか、監査・コンプライアンス分野においても深い見識を有していることから、当社の社外監査役として適切な助言を期待できるため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村井茂生氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、田中寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。また村井茂生氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を会社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、村井茂生氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以上

## 第4号議案 | 取締役に対する株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年6月26日開催の第51回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額1億5千万円以内（うち社外取締役分として年額1千万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

## (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

2026年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2026年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり15,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、75,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2026年5月13日の終値905円を適用した場合、上記の必要資金は、約68百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対

象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり15,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は75,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、15,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います)。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数150個の発行済株式総数に係る議決権数43,935個(2026年3月31日現在)に対する割合は約0.3%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイント

トを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。また、当社株式等の給付を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったこと、又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが判明した場合は、取締役会の決議により、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができることとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る

---

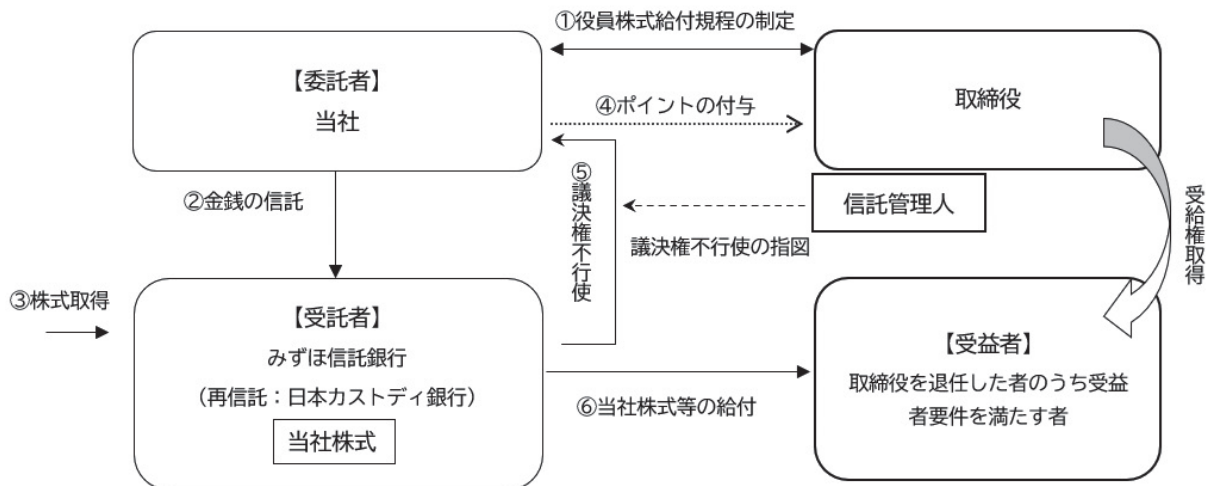
受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役에게 給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

---

<ご参考> 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するために、インセンティブの観点から業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬・短期業績連動報酬・中期業績連動型株式報酬により構成する。

なお、業務執行の監督を担う社外取締役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績や従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度に対する剰余金の配当を実施した場合に限り支給するものとし、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として年額を算出し、12等分して月例の報酬として現金で支給するものとする。

尚、金額算出の基礎となる指標及びその範囲は、適宜、環境の変化等に応じて取締役会決議により見直しを行うものとする。

4. 中期業績連動型株式報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

中期業績連動型株式報酬は、中長期的な企業価値向上と持続的な成長を目指すためのインセンティブ付与を目的として、株式給付信託の仕組みを採用する。別途定める株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じて取締役退任時に当社株式等を交付するものとする。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社

に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できない。また、当社株式等の給付を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったこと、又は会社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが判明した場合は、取締役会の決議により、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができる。

5. 基本報酬の額、短期業績連動報酬等の額並びに中期業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の過去の業績や今後の計画等を踏まえて基準となる業績値を設定した上で、当該基準と比較して好業績となる場合に業績連動報酬の割合が増えるように設定することとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び短期業績連動報酬の額の決定とする。

尚、代表取締役が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、別途株主総会決議のほか、取締役会決議で定めた算出方針に従い、担当取締役と協議する。

以 上

## 1 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用情勢は改善し、個人消費も持ち直しの動きがみられるものの、物価の上昇が続いていることに加え、米国の通商政策や不安定な中東情勢など依然として景気を下押しするリスクが存在しており、引き続き不透明な状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループは、自動券売機・ICカード自動化機器等の駅務システムやホームドアシステムを中心とした「交通システム機器」、金融・汎用機器向けユニットを中心とした「メカトロ機器」、セキュリティシステム・防災計測システム及びパーキングシステムを中心とした「特機システム機器」の専門メーカーとして、鋭意営業活動の展開に注力してまいりました。

また、技術部門及び生産部門におきましては、製造過程においてデジタルツールを積極的に活用するなど、ものづくり改革を推進し、生産の効率化と品質の向上に努めてまいりました。

このように諸施策を推進してまいりました結果、主にホームドアシステムや防災計測システムの売上が順調に推移しましたが、前年度の売上高には、交通システム機器部門の自動券売機をはじめとする出改札機器において、複数の新規・更新案件が含まれていたこと、また、メカトロ機器部門において、新紙幣発行に伴い紙幣処理装置等が堅調に推移したことなど、例年よりも売上の増加要因が存在したことにより、売上高は128億9千7百万円（前連結会計年度比16.2%減）となりました。

また、損益面につきましては、生産体制の見直し等による原価率の低減や経費の圧縮に努めてまいりましたが、売上高の減少に加え、人材の維持・確保を目的としたベースアップの実施、また、新規事業の展開を見据えた投資を行ったことなどにより、営業利益は6億1千8百万円（前連結会計年度比55.0%減）、経常利益は5億9千9百万円（同54.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億9千6百万円（同50.4%減）となりました。

(ご参考)

当事業年度における当社の売上高は107億5千8百万円（前期比17.9%減）となりました。各機器部門別の状況は次のとおりです。

交通システム機器部門は、ホームドアシステムの売上が増加しましたが、前事業年度の売上高には自動券売機等をはじめとする出改札機器の複数の新規・更新案件が含まれていたことにより、売上高は65億1千8百万円（前期比16.3%減）となりました。

メカトロ機器部門は、前事業年度において、新紙幣発行に伴い国内向け紙幣処理装置等の売上が堅調に推移するなどの特殊要因があったことにより、売上高は16億8千5百万円（同35.2%減）となりました。

特機システム機器部門は、防災計測システムの売上は増加しましたが、セキュリティシステム及びパーキングシステムの売上が減少したことにより、売上高は25億5千5百万円（同6.1%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、8億2百万円であります。その主なものは、社内情報ネットワーク関連及び新基幹システムの構築費用、試験用機器・金型等の生産設備であります。

## ③ 資金調達の状況

当社において、運転資金の効率的な調達を目的として、2026年2月10日付で取引金融機関との間で総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

## ④ その他、会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年4月16日付で、富士通フロンテック株式会社が営むエアラインプリンタ事業について簡易吸収分割の方法により承継することを決定し、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

## 2. 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (2025年 3 月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高	百万円 10,713	百万円 13,050	百万円 15,391	百万円 12,897
経 常 利 益	634	938	1,307	599
親会社株主に帰属する 当期純利益	451	655	1,001	496
1 株当たり当期純利益	102円57銭	148円97銭	227円60銭	112円92銭
総 資 産	14,684	17,649	16,922	16,397
純 資 産	4,277	5,073	6,038	6,619
1 株 当 た り 純 資 産	972円49銭	1,153円38銭	1,372円90銭	1,504円88銭

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (2025年 3 月期)	第 57 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高	百万円 8,814	百万円 10,937	百万円 13,108	百万円 10,758
経 常 利 益	544	837	1,066	453
当 期 純 利 益	387	611	838	423
1 株当たり当期純利益	88円19銭	139円13銭	190円71銭	96円19銭
総 資 産	13,022	15,993	15,333	14,879
純 資 産	4,194	4,845	5,658	6,112
1 株 当 た り 純 資 産	953円55銭	1,101円69銭	1,286円45銭	1,389円60銭

### 3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社高見沢サービス	90百万円	100%	各種自動販売機の設置・保守

### 4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、継続した物価の上昇に加え、米国の通商政策の動向や中東情勢の影響、金融資本市場の変動など、依然として景気を下振れするリスクが複数存在しており、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、次のとおり事業を展開してまいります。

当社は、2024年度より「安全」「決済」「メカトロ・EM」をキーワードに事業分野の見直しを行い、既存事業の強化と新規ビジネスの展開に取り組んでおります。その中でも「安全」の分野は、当社の成長戦略の要になると認識しており、より一層注力してまいります。当事業年度におきましては、防災計測システムの新製品として、緊急地震速報・津波・火山・台風等の災害情報を日本の衛星測位システム「みちびき」から直接受信してお知らせする「災危通報システム」を新たに開発し、警察庁様にご採用いただきました。

また、当社は2026年4月16日付で、富士通フロンテック株式会社が営むエアラインプリンタ事業を簡易吸収分割の方法により承継することを決定いたしました。エアラインプリンタとは、航空業界向けに特化させた空港設置型の感熱型プリンタで、当該事業を承継することにより、空港をはじめとする航空業界に関係する取引先も承継することで、当社既存製品の販売ルートの拡大、新事業の発掘等の相乗効果も期待でき、今後の成長を目指してまいります。

当社は、創立以来、交通システム機器を中心に社会インフラの分野で事業を展開してまいりました。今後もサステナビリティに関する取組みを継続しながら「世の中に必要不可欠な会社」を目指して邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは下記製品の製造・販売及びアフターサービスを行っております。

区 分		主 要 製 品
電子制御機器	交通システム機器	自動券売機、定期券自動発売機、自動精算機、 ICカード入金機、ICカード発売機（駅務用）、 券印刷発行機、ホストシステム、ホームドアシステム 他
	メカトロ機器	硬貨処理関連機器、紙幣処理関連機器、 カード処理関連機器、発券処理関連機器、 OEM製品開発 他
	特機システム機器	パーキングシステム、セキュリティシステム、 入退場管理システム、防災計測システム、 コインゲート、カード発売機、 オープン温度試験槽、各種計測器 他

## 6. 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

### ① 当 社

本 社	東京都中野区中央2丁目48番5号
営 業 所	大 阪 営 業 所 (大阪府大阪市)
	名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市)
	福 岡 営 業 所 (福岡県福岡市)
	長 野 営 業 所 (長野県佐久市)
	高 崎 営 業 所 (群馬県高崎市)
工 場	長 野 第 一 工 場 (長野県佐久市)
	長 野 第 二 工 場 (長野県佐久市)
	長 野 第 三 工 場 (長野県佐久市)
研 究 開 発 施 設	技 術 棟 (長野県佐久市)
物 流 拠 点	佐久ロジスティックスセンター (長野県佐久市)
海 外 拠 点	上 海 駐 在 員 事 務 所 (中華人民共和国上海市)

### ② 子会社

株 式 会 社 高 見 沢 サ ー ビ ス	
本 社	東京都品川区西五反田2丁目12番3号 第一誠実ビル
営 業 所	東京 (東京都)、高崎 (群馬県)、長野 (長野県)、新潟 (新潟県)、 大阪 (大阪府)、名古屋 (愛知県)、福岡 (福岡県)
事 務 所 ・ セ ン タ ー	飯田橋 (東京都)、五反田 (東京都)、津田沼 (千葉県)、横浜 (神奈川県)、 松本 (長野県)、北陸 (富山県)

## 7. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
566名	+10名

(注) 使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
412名	+9名	45.1歳	21.3年

(注) 使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

## 8. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,187百万円
株式会社りそな銀行	657
株式会社三菱UFJ銀行	560
株式会社八十二長野銀行	425

(注1) 借入額には、社債（私募債）の未償還額が下記のとおり含まれております。

株式会社みずほ銀行 800百万円、株式会社りそな銀行 450百万円、株式会社三菱UFJ銀行 300百万円

(注2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、以下のとおりコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において本契約に基づく実行残高はありません。

・株式会社みずほ銀行 借入極度額 1,000百万円（契約締結日 2026年2月10日）

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,800,000株
- ② 発行済株式の総数 4,525,000株  
(自己株式 126,432株を含む)
- ③ 株主数 3,095名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富 士 電 機 株 式 会 社	618千株	14.06%
富 士 通 株 式 会 社	314	7.15
富 士 通 フ ロ ン テ ッ ク 株 式 会 社	250	5.68
高見沢サイバネティックス従業員持株会	213	4.85
高 見 澤 和 夫	196	4.46
西 川 計 測 株 式 会 社	179	4.09
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	175	3.98
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	126	2.88
飯 田 通 商 株 式 会 社	102	2.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	2.27
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100	2.27
レ シ ッ プ ホ ール デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	100	2.27
株 式 会 社 巴 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	100	2.27

- (注) 1. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」名義の株式126千株は富士電機株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については、富士電機株式会社が指図権を留保しております。
2. 当社は、自己株式を126,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

---

## 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見澤 和 夫	社長執行役員 株式会社高見沢サービス取締役
専務取締役	竹 田 一 雄	専務執行役員 ニュービジネス推進室長 株式会社高見沢サービス取締役
取締役	高 橋 利 明	常務執行役員 管理本部長 (兼) 事業統括室長 株式会社高見沢サービス監査役
取締役	下 里 雄 二	常務執行役員 営業本部長
取締役	藤 曲 宏 弥	常務執行役員 テクニカル本部長
取締役	上 原 良 房	執行役員 T P P本部長
取締役	土 屋 浩 治	執行役員 ものづくり本部長
取締役	荒 井 元	執行役員 品質保証本部長
取締役	高 橋 康 宏	
取締役	野 口 真 一 郎	株式会社富士通フロンテックシステムズ (現：株式会社富士通ターミナルソリューションズ) エグゼクティブディレクター
常勤監査役	田 中 寛	
常勤監査役	篠 崎 倫 夫	
監査役	泉 直 子	十文字学園女子大学名誉教授
監査役	西 山 嘉 彦	IDEC株式会社 執行役員社長室特命担当

- (注) 1. 取締役のうち、高橋康宏、野口真一郎の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、泉直子、西山嘉彦の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当事業年度の監査役の変動は次のとおりであります。  
 ・2025年6月26日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、田中勝、笹木慈夫の両氏は任期満了により退任いたしました。  
 4. 西山嘉彦氏は、経営管理部門や国内外子会社での企業経営及び監査役などの経験があり、財務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、取締役高橋康宏氏、野口真一郎氏、監査役泉直子氏及び西山嘉彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
- ・執行役員 白石 健 治 管理本部副本部長（兼）経理室長
  - ・執行役員 町田 康 夫 営業本部副本部長（兼）決済系ビジネスユニット長
  - ・執行役員 尾崎 一 成 営業本部副本部長（兼）安全系ビジネスユニット長  
（兼）パーキング事業部長
  - ・執行役員 須賀井 明浩 テクニカル本部副本部長
  - ・執行役員 酒井 敏 行 テクニカル本部副本部長

### 当社取締役のスキルマトリックス

氏 名	企業経営	営業・マーケティング	海外ビジネス	技術・研究開発	生産・品質管理・調達	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント
高見澤 和 夫	○	○	○			○	○	○
竹 田 一 雄	○	○		○	○			○
高 橋 利 明						○	○	○
下 里 雄 二		○	○					
藤 曲 宏 弥				○	○			
上 原 良 房				○	○			
土 屋 浩 治				○	○			
荒 井 元				○	○			
高 橋 康 宏 (※)	○	○	○					○
野 口 真 一 郎 (※)	○	○		○	○			

※社外取締役

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等について、当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限に発揮するために、インセンティブの観点から業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、固定報酬としての「基本報酬」と、業績を考慮した金額を支給する「業績連動報酬」により構成します。「基本報酬」は月額固定報酬とし、各取締役・執行役員の役位、職責、在任年数等に応じて、総合的に勘案して決定します。また、「業績連動報酬」は、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として年額を算出し、12ヶ月で按分した月例の報酬を毎月現金で支給することとします。

「基本報酬」と「業績連動報酬」の報酬割合につきまして、当社の過去の業績や今後の計画等を踏まえて基準となる業績値を設定した上で、当該基準と比較して好業績となる場合に業績連動報酬の割合が増えるように設定します。

なお、社外取締役の報酬につきましては、業務執行の監督を行うその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払います。

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬と業績連動報酬の額の決定となります。

なお、報酬額の決定方針は、取締役会決議により決定するものとし、報酬額算出の基礎となる指標及びその範囲については、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行います。

監査役の報酬につきましては、業務執行の監査を行うその職務に鑑み固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額1億5千万円以内（うち社外取締役は年額1千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長高見澤和夫が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額の決定になります。

これらの権限を委任した理由は、当社の業績や経営環境等を把握しつつ、各取締役の担当職務・職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議のほか、別途取締役会決議で定めた算出方針があり、また担当取締役と協議を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	業績連動	
取 締 役 (うち社外取締役)	100,002 (5,040)	60,146 (5,040)	39,855 (一)	10 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	24,090 (8,190)	24,090 (8,190)	—	6 (4)
合 計 (うち社外役員)	124,092 (13,230)	84,236 (13,230)	39,855 (一)	16 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2025年6月26日開催の第56回定時株主総会終結のときをもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 当社は、2013年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- また、当事業年度末現在における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し52,872千円となっております。なお、これらの金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

## ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度に剰余金の配当を実施した場合に限り支給するものとし、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として算出しています。前事業年度の連結経常利益は、25頁の「2. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

## 5 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役野口真一郎氏は、株式会社富士通フロンテックシステムズ（現：(株)富士通ターミナルソリューションズ）のエグゼクティブディレクターを兼務しております。なお、当社は同社の兄弟会社である富士通フロンテック(株)との間に取引関係があります。
- ・監査役泉直子氏は、十文字学園女子大学の名誉教授を兼務しております。なお、当社と同校との間に製品販売等の取引関係はありません。
- ・監査役西山嘉彦氏は、IDEC株式会社の執行役員を兼務しております。なお、当社は同社の子会社であるIDECファクトリーソリューションズ(株)との間に製品販売等の取引関係があります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	高 橋 康 宏	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、当社事業分野での長年に亘る実績と、社外取締役及び社外監査役の経験による幅広い見識から、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
取 締 役	野 口 真 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、当社事業分野における長年に亘る経験と幅広い知見を基に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
監 査 役	泉 直 子	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、当社事業分野における経験や工学博士としての幅広い見識から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監 査 役	西 山 嘉 彦	2025年6月26日就任以降に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、上場企業の経営管理部門や国内外子会社での企業経営及び監査役などの幅広い経験と見識から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,788千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,788千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループの取締役及び使用人が、倫理・法令を遵守するためにとるべき行動の基準を示した「行動規範」及び「倫理法令遵守（コンプライアンス）規程」を制定する。
- ・ 当社の代表取締役を委員長とした「倫理法令遵守（コンプライアンス）委員会」を設置し、当社グループの取締役及び使用人を対象とした研修会を開催する等、コンプライアンス体制を構築・維持する体制を整える。
- ・ 業務執行部門から独立したコンプライアンス統括室は、定期的にコンプライアンス体制の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気付いた場合に、通報又は相談できる体制として、内部通報窓口を設置する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存及び管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループ各部門の代表者で構成する「危機管理プロジェクト」を設置する。危機管理プロジェクトは、当社グループの経営に係わる全てのリスクを抽出・分析し、諸規程の整備をはじめとした対応策を検討する。検討結果は、取締役会に適時報告する。
- ・ コンプライアンス統括室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項についての意思決定を行う。また、経営方針の徹底と迅速化及び業務遂行の明確化を図るため、取締役・監査役・執行役員・各事業部長・室長・センター長及び当社グループ会社の代表者で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する意思決定を行う。
- ・ 中期経営計画及び年度経営計画を作成し、当社グループの統一目標を設定する。目標達成に向け、各部門において具体策を立案・実行させ、取締役会及び経営会議にて進捗状況の管理・監督を行う。
- ・ 業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程に基づいて権限の委譲が行われ、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、適切な経営管理を行う。
- ・ 当社で月に1度開催している経営会議に子会社の代表者を出席させ、業務の状況に関する報告を受ける。また、適時重要事項の事前協議を行う。
- ・ 当社より取締役又は監査役を派遣して、子会社の運営を監視・監督及び監査し、グループの経営方針に沿って適正に運営されているか確認をする。
- ・ 当社監査役及びコンプライアンス統括室の監査は、子会社も対象として実施する。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき使用人を指名する。

#### ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 指名された使用人は、監査役を補助する期間は監査役の指揮命令の下で行動し、その命令に関する取締役、コンプライアンス統括室長等からの指揮命令は一切受けない。
- ・ 使用人の任命・解任・人事評価等については、監査役会の同意を必要とする。

## ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ・ 監査役が取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握できる体制にする。また、監査役が必要と判断したときは、その求めに応じて当社グループの取締役及び使用人は書類の提出、報告を行う。
- ・ 倫理法令遵守規程に基づいて適切な運用を維持することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ・ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

## ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役は、経営の透明性と監視機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- ・ 監査役は、コンプライアンス統括室と緊密な連携を保ち、必要に応じてコンプライアンス統括室に調査を求める。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ・ 監査役がその職務の執行にかかる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

## ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制システムを整備、構築する。
- ・ 内部統制システムは継続的に評価し、必要な是正を行うことで、有効かつ適正に機能する体制を整える。

## ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 「行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を基本方針として定める。
- ・ 不当要求や妨害行為等が発生した場合は、所轄警察署や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、迅速に対応できる体制を整える。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンス

各階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通して周知徹底を図り、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

### ② リスク管理

毎月開催される危機管理プロジェクトにおいて、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討しております。

### ③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行っております。

また、監査役は代表取締役、コンプライアンス統括室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

### ⑤ 内部監査体制

コンプライアンス統括室が、監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入で表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,704,998</b> | <b>流動負債</b>     | <b>5,545,058</b>  |
| 現金及び預金          | 2,737,153         | 支払手形及び買掛金       | 1,145,061         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 4,824,448         | 電子記録債権          | 150,231           |
| 電子記録債権          | 237,166           | 短期借入金           | 2,545,000         |
| 棚卸資産            | 2,695,736         | リース債務           | 105,078           |
| その他             | 215,110           | 未払法人税等          | 121,215           |
| 貸倒引当金           | △4,617            | 賞与引当金           | 492,644           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,692,917</b>  | 受注損失引当金         | 243,324           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,636,794</b>  | その他の他           | 742,502           |
| 建物及び構築物         | 1,073,040         | <b>固定負債</b>     | <b>4,233,526</b>  |
| 工具器具備品          | 313,179           | 社債              | 1,550,000         |
| 土地              | 820,194           | 長期借入金           | 220,000           |
| リース資産           | 378,303           | リース債務           | 336,686           |
| その他             | 52,077            | 退職給付に係る負債       | 1,996,715         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>665,334</b>    | 長期未払金           | 52,872            |
| ソフトウェア          | 46,754            | 資産除去債務          | 51,442            |
| ソフトウェア仮勘定       | 570,872           | その他             | 25,809            |
| リース資産           | 37,143            | <b>負債合計</b>     | <b>9,778,584</b>  |
| その他             | 10,564            | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,390,788</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>5,908,201</b>  |
| 投資有価証券          | 1,179,435         | 資本金             | 700,700           |
| 退職給付に係る資産       | 459,642           | 資本剰余金           | 722,424           |
| 繰延税金資産          | 480,153           | 利益剰余金           | 4,582,039         |
| その他             | 288,497           | 自己株式            | △96,962           |
| 貸倒引当金           | △16,940           | その他の包括利益累計額     | 711,129           |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,397,915</b> | その他有価証券評価差額金    | 469,409           |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額    | 241,720           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>6,619,330</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>16,397,915</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 金 額        |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 12,897,950 |
| 売上原価            |         | 9,109,334  |
| 売上総利益           |         | 3,788,616  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 3,170,364  |
| 営業利益            |         | 618,252    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 36,984  |            |
| 不動産賃貸料          | 14,880  |            |
| その他の            | 12,957  | 64,822     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 38,366  |            |
| 社債利息            | 19,835  |            |
| 不動産賃貸費用         | 23,304  |            |
| その他の            | 2,069   | 83,575     |
| 経常利益            |         | 599,498    |
| 特別利益            |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 144,370 | 144,370    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 14,874  |            |
| 投資有価証券評価損       | 25,315  | 40,189     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 703,678    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 165,379 |            |
| 法人税等調整額         | 41,596  | 206,975    |
| 当期純利益           |         | 496,702    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 496,702    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2025年4月1日 残高                  | 700,700 | 722,424   | 4,173,307 | △96,962 | 5,499,469   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |           | △87,971   |         | △87,971     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 496,702   |         | 496,702     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 408,731   | —       | 408,731     |
| 2026年3月31日 残高                 | 700,700 | 722,424   | 4,582,039 | △96,962 | 5,908,201   |

|                               | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 2025年4月1日 残高                  | 353,409          | 185,915          | 539,324           | 6,038,794 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                        |                  |                  |                   | △87,971   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                  |                   | 496,702   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 116,000          | 55,804           | 171,804           | 171,804   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 116,000          | 55,804           | 171,804           | 580,536   |
| 2026年3月31日 残高                 | 469,409          | 241,720          | 711,129           | 6,619,330 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## (1) 連結の範囲に関する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数    | 1社                           |
| 連結子会社の名称     | (株)高見沢サービス                   |
| ② 非連結子会社の名称等 |                              |
| 非連結子会社の名称    | (株)高見沢メックス<br>(株)高見沢ソリューションズ |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(株)高見沢メックス及び(株)高見沢ソリューションズは、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

## ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

## a. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## b. 棚卸資産

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品・原材料……………総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……………受注案件に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### a. 製品及び商品の販売（bに含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

#### b. 製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 480,153千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は 824,347千円であります。）

#### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

##### ② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末の有形固定資産に含まれる減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 5,155,009千円

#### (2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行う為、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

|               |             |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高        | －千円         |
| 差引残高          | 1,000,000千円 |

## 4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,525,000株
- (2) 配当に関する事項  
配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 87,971         | 20.00           | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2026年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 101,167        | 23.00           | 2026年3月31日 | 2026年6月25日 |

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

なお、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築し、財務基盤の強化を図るため、取引先1行とコミットメントラインを締結しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額25,767千円）は、

「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、リース債務（流動負債）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 投資有価証券      |                |           |        |
| その他有価証券         | 1,153,667      | 1,153,667 | —      |
| (2) 社債          | 1,550,000      | 1,478,075 | 71,924 |
| (3) リース債務（固定負債） | 336,686        | 313,525   | 23,160 |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分           | 時価        |      |      |           |
|--------------|-----------|------|------|-----------|
|              | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 有価証券及び投資有価証券 |           |      |      |           |
| その他有価証券      |           |      |      |           |
| 株式           | 1,153,667 | —    | —    | 1,153,667 |

|     |           |   |   |           |
|-----|-----------|---|---|-----------|
| 資産計 | 1,153,667 | — | — | 1,153,667 |
|-----|-----------|---|---|-----------|

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分          | 時価   |           |      |           |
|-------------|------|-----------|------|-----------|
|             | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債          | —    | 1,478,075 | —    | 1,478,075 |
| リース債務（固定負債） | —    | 313,525   | —    | 313,525   |
| 負債計         | —    | 1,791,600 | —    | 1,791,600 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,504円88銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 112円92銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 重要な事業の譲渡について

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、富士通フロンテック株式会社が営むエアラインプリンタ事業を簡易吸収分割の方法により承継することを決議するとともに、同日、富士通フロンテックとの間で吸収分割契約を締結しました。

- (1) 目的 : 航空業界向けに特化した空港設置型の感熱型プリンタを製造販売する対象事業を承継することといたしました。
- ①対象事業における富士通フロンテックの業界シェアは高く、かつ、今後も事業の維持・拡大が見込まれること。
- ②対象事業のプリンタ製品の設計・製造技術を習得する事で、新たな製品・システムの開発に繋げること。
- ③空港をはじめとする航空業界に関する取引先を承継することで、当社既存製品の販売ルートの拡大、新事業の発掘に結び付けること。
- (2) 譲受ける相手会社の名称 : 富士通フロンテック株式会社
- (3) 譲受ける会社の事業内容 : エアラインプリンタ事業
- (4) 譲受の時期 : 2026年8月1日 (予定)
- (5) 譲受ける資産・負債の総額 : 資産合計120百万円、負債合計一百万円 (2025年3月末現在)

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|          |            |
|----------|------------|
| 交通システム機器 | 7,625,001  |
| メカトロ機器   | 1,675,980  |
| 特機システム機器 | 3,596,968  |
| 合計       | 12,897,950 |

(注)当連結グループは、電子制御機器の製造販売及びこれら付随業務の単一セグメントであります。交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門別の顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

- ①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。
- ②一つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受ける。
- ③複数の契約において約束した財又はサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲又は価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」又は「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

契約に複数の財又はサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否かを判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。また、取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

当社及び連結子会社では、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識しております。契約における取引開始日に、履行義務のそれぞれが、一定の期間にわたり充足されるものか又は一時点で充足されるものかを判断しております。以下の①から③の要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- ①顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- ②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- ③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客との契約開始時点で、財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものはありません。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は当社及び連結子会社が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社及び連結子会社の権利です。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債「その他」に含まれております。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 | 5,672,858 | 4,658,404 |
| 契約資産          | 362,603   | 403,210   |
| 契約負債          | 36,279    | 58,293    |

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は2,410,606千円です。

未充足の残存履行義務残高は、概ね1年以内に充足される見込みです。

また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,526,548</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,027,133</b>  |
| 現金及び預金          | 2,170,647         | 支払手形            | 138,414           |
| 受取手形            | 58,130            | 買掛金             | 977,849           |
| 電子記録債権          | 231,535           | 電子記録債権          | 150,231           |
| 売掛金及び契約資産       | 4,428,330         | 短期借入金           | 2,200,000         |
| リース投資資産         | 1,491             | 1年内返済予定長期借入金    | 160,000           |
| 商品及び製品          | 612,294           | リース負債           | 92,335            |
| 仕掛金             | 679,631           | 未払金             | 314,226           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,184,459         | 未払費用            | 243,353           |
| 前払費用            | 68,264            | 未払法人税等          | 99,835            |
| 短期貸付            | 47,601            | 賞与引当金           | 318,642           |
| その他貸倒引当金        | 20,000            | 受注損失引当金         | 243,324           |
|                 | 28,919            | その他             | 88,918            |
|                 | △4,760            | <b>固定負債</b>     | <b>3,740,262</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,353,083</b>  | 社債              | 1,550,000         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,482,168</b>  | 長期借入金           | 220,000           |
| 建物              | 1,015,094         | リース負債           | 235,350           |
| 構築物             | 70,250            | 長期前受取           | 5,443             |
| 機械及び装置          | 46,911            | 退職給付引当金         | 1,669,941         |
| 車両運搬具           | 2,455             | 長期未払金           | 52,872            |
| 工具器具備品          | 307,727           | 資産除去債           | 6,654             |
| 土地              | 771,849           | <b>負債合計</b>     | <b>8,767,395</b>  |
| リース資産           | 265,168           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 建設仮勘定           | 2,710             | <b>株主資本</b>     | <b>5,659,826</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>660,370</b>    | 資本金             | 700,700           |
| ソフトウェア          | 46,754            | 資本剰余金           | 722,424           |
| ソフトウェア仮勘定       | 570,872           | 資本準備金           | 722,424           |
| リース資産           | 36,670            | 利益剰余金           | 4,333,664         |
| 電話加入権           | 5,976             | その他利益剰余金        | 4,333,664         |
| その他             | 96                | 繰越利益剰余金         | 4,333,664         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,210,544</b>  | <b>自己株式</b>     | <b>△96,962</b>    |
| 投資有価証券          | 1,119,991         | 評価・換算差額等        | 452,409           |
| 関係会社株           | 103,138           | その他有価証券評価差額金    | 452,409           |
| 敷金及び保証金         | 201,881           | <b>純資産合計</b>    | <b>6,112,235</b>  |
| 前払年金費用          | 258,688           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>14,879,631</b> |
| 繰延税金資産          | 538,085           |                 |                   |
| 貸倒引当金           | △11,240           |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,879,631</b> |                 |                   |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 10,758,901 |
| 売上原価         |         | 7,536,802  |
| 売上総利益        |         | 3,222,099  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,755,184  |
| 営業利益         |         | 466,914    |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 35,617  |            |
| 不動産賃貸料       | 15,123  |            |
| その他          | 10,670  | 61,412     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 30,036  |            |
| 社債利息         | 19,835  |            |
| 不動産賃貸費用      | 23,708  |            |
| その他          | 1,299   | 74,880     |
| 経常利益         |         | 453,447    |
| 特別利益         |         |            |
| 投資有価証券売却益    | 144,370 | 144,370    |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 14,306  |            |
| 投資有価証券評価損    | 25,315  | 39,621     |
| 税引前当期純利益     |         | 558,195    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 87,727  |            |
| 法人税等調整額      | 47,376  | 135,103    |
| 当期純利益        |         | 423,091    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |                |              |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|----------------|--------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金      |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 2025年4月1日 残高                | 700,700 | 722,424   | 722,424      | 3,998,545      | 3,998,545    | △96,962 | 5,324,706   |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |              |                |              |         |             |
| 剰余金の配当                      |         |           |              | △87,971        | △87,971      |         | △87,971     |
| 当期純利益                       |         |           |              | 423,091        | 423,091      |         | 423,091     |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |           |              |                |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —            | 335,119        | 335,119      | —       | 335,119     |
| 2026年3月31日 残高               | 700,700 | 722,424   | 722,424      | 4,333,664      | 4,333,664    | △96,962 | 5,659,826   |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2025年4月1日 残高                | 333,833          | 333,833        | 5,658,540 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |           |
| 剰余金の配当                      |                  |                | △87,971   |
| 当期純利益                       |                  |                | 423,091   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | 118,575          | 118,575        | 118,575   |
| 事業年度中の変動額合計                 | 118,575          | 118,575        | 453,695   |
| 2026年3月31日 残高               | 452,409          | 452,409        | 6,112,235 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

半製品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 受注損失引当金……………受注案件に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

##### ②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 538,085 千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は 801,826千円であります。）

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

##### ② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,872,833千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 186,033千円 |
| 短期金銭債務 | 246,822千円 |
- (3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行う為、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

|               |             |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高        | －千円         |
| 差引残高          | 1,000,000千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- |            |             |
|------------|-------------|
| 営業取引による取引高 |             |
| 売上高        | 455,059千円   |
| 仕入高        | 1,425,975千円 |
| 製造経費       | 58,750千円    |
| 販売費及び一般管理費 | 35,170千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 15,307千円    |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 126,432株 |
|------|----------|

6. 税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、受注損失引当金、棚卸資産評価損であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性   | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引内容   | 取引金額 (千円) | 科目  | 期末残高 (千円) |
|------|----------|--------------------|-----------|--------|-----------|-----|-----------|
| 主要株主 | 富士電機株式会社 | 被所有<br>直接 17.0     | 当社製品等の販売  | 製品の販売  | 9,482     | 売掛金 | 8,933     |
|      |          |                    |           | 部材等の仕入 | 36,221    | 買掛金 | 3,602     |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。

### (2) 子会社

| 属性  | 会社等の名称          | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係              | 取引内容        | 取引金額 (千円) | 科目  | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|--------------------|------------------------|-------------|-----------|-----|-----------|
| 子会社 | 株式会社高見沢サービス     | 所有<br>直接 100       | 各種自動販売機の設置・保守<br>役員の兼任 | 製品等の販売      | 440,292   | 売掛金 | 140,701   |
|     |                 |                    |                        | 部材等の仕入      | 811,025   | 買掛金 | 158,528   |
|     | 株式会社高見沢メックス     | 所有<br>直接 100       | 当社製品等の製造<br>役員の兼任      | 部材等の仕入      | 501,849   | 買掛金 | 45,075    |
|     | 株式会社高見沢ソリューションズ | 所有<br>直接 100       | ソフトウェアの設計・開発等<br>役員の兼任 | ソフトウェアの開発委託 | 102,091   | 買掛金 | 24,549    |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 8. 1株当たり情報に関する注記                     |           |
| 1株当たり純資産額                            | 1,389円60銭 |
| 1株当たり当期純利益                           | 96円19銭    |
| 9. 収益認識に関する注記                        |           |
| ・収益を理解するための基礎となる情報<br>連結注記表と同一であります。 |           |
| 10. 重要な後発事象に関する注記                    |           |
| ・重要な事業の譲渡について<br>連結注記表と同一であります。      |           |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫一紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見沢サイバネティックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫一紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス統括室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス 監査役会

|       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 常勤監査役 | 田 中 | 寛   | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 篠 崎 | 倫 夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 泉   | 直 子 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 西 山 | 嘉 彦 | Ⓔ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

場所

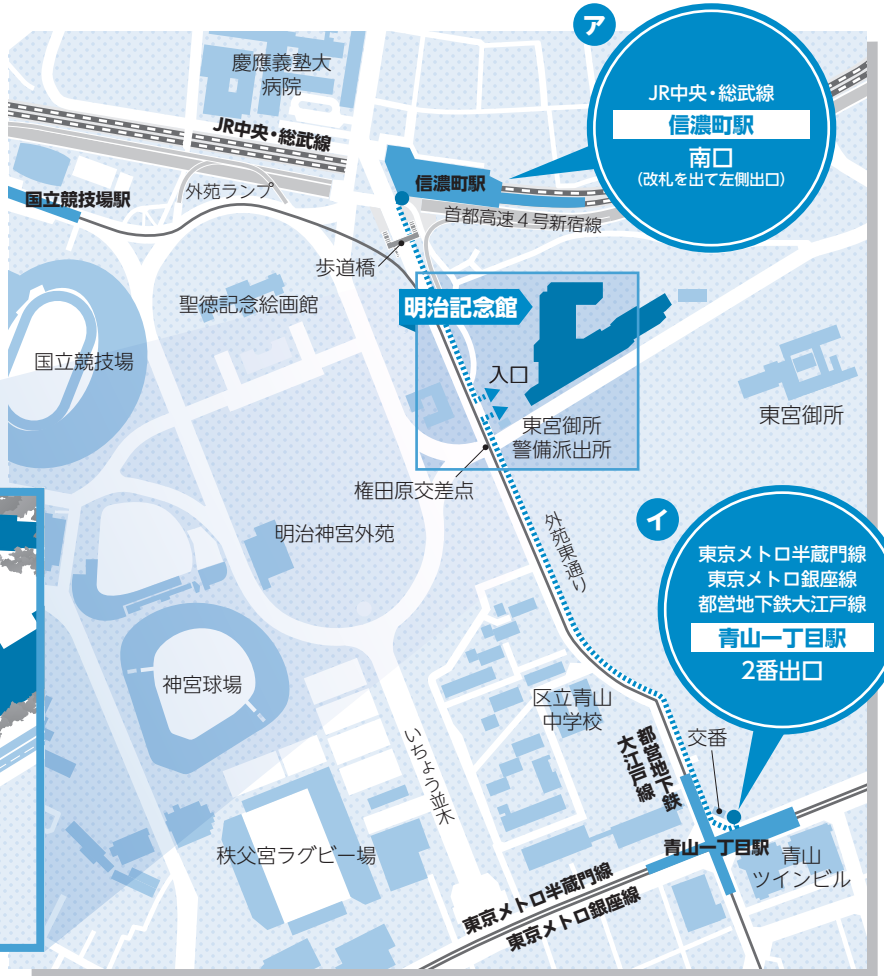
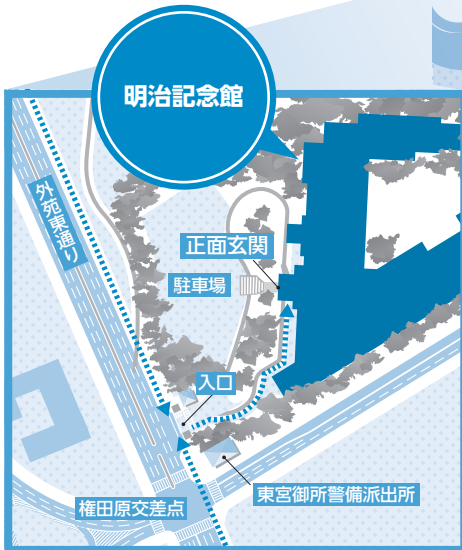
東京都港区元赤坂2-2-23  
明治記念館 孔雀の間

日時

2026年6月24日 (水曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)

## 交通のご案内 (アクセス)

- ア JR中央・総武線  
信濃町駅 南口 徒歩4分
- イ 東京メトロ半蔵門線・銀座線、  
都営地下鉄大江戸線  
青山一丁目駅 2番出口 徒歩8分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。